

盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等について

令和3年3月8日
保健福祉部
子ども未来部

1 趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）等の改正に伴い、事業所等における感染症の予防及びまん延の防止、身体的拘束等の適正化、虐待の防止等のために事業者等が講すべき措置を定めるとともに、指定通所支援の事業等の人員に関する基準を改めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 一部改正を行う条例

- (1) 盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第50号）
- (2) 盛岡市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第51号）
- (3) 盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第52号）
- (4) 盛岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第53号）
- (5) 盛岡市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第54号）
- (6) 盛岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第55号）
- (7) 盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第56号）
- (8) 盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和2年条例第16号）

3 改正の内容

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に伴い、以下の内容について所要の改正を行う。

- (1) 盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例関係
 - ア 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場におけるハラスメントを防止するための措置を講じなければならないものとする。
 - イ 事業者は、感染症又は災害の発生時において必要なサービスを継続的に提供し、業務の早期の再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画の従業者への周知等必要な措置を講じなければならないものとする。
 - ウ 事業者は、感染症の予防等のための委員会の開催及び従業者に対する研修の実施等の措置を講じなければならないものとする。
 - エ 事業者は、運営規程等の重要事項を記載した書面を当該事業所に備え付け、かつ、これを

- 関係者に自由に閲覧させることにより、事業所への掲示に代えることができるものとする。
- オ 事業者は、サービスの提供に当たっては、緊急かつやむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないものとし、やむを得ず行う場合は、その態様等を記録しなければならないものとする。
- カ 事業者は、身体的拘束等の適正化のため、委員会の設置、指針の整備、研修の実施等の措置を講じなければならないものとする。
- キ 事業者は、虐待の防止のため、委員会の設置、従業者に対する研修の実施等の措置を講じなければならないものとする。
- ク 療養介護計画等の作成に係る会議の開催について、テレビ電話装置等を用いる実施方法を認めるものとする。
- ケ 事業者は、非常災害に備えるための訓練の実施に当たり、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないものとする。
- コ 事業者は、当該事業者が提供するサービスを受けて通常の事業所に新たに雇用された利用者が、就労定着支援の利用を希望する場合には、就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならないものとする。
- サ 就労移行支援事業所における就労支援員の常勤要件を廃止する。
- シ 就労継続支援A型事業所において、厚生労働大臣が定める事項について自ら評価を行い、その結果を公表しなければならないものとする。
- ス 就労定着支援の利用者に対する相談等の支援について、テレビ電話装置等を用いる方法を認めるものとする。
- セ 共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例について、令和3年3月31日までの期限を3年間延長する。
- (2) 盛岡市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例関係
- (1) アからエまで及びカからサまでと同様の改正を行う。
- (3) 盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例関係
- (1) アからウまで及びカからシまでと同様の改正を行う。
- (4) 盛岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例
- (1) アからウまで、キ及びケと同様の改正を行う。
- (5) 盛岡市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例関係
- (1) アからウまで、キ及びケと同様の改正を行う。
- (6) 盛岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例関係
- (1) アからウまで及びカからサまでと同様の改正を行う。
- (7) 盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例関係
- 母子生活支援施設の心理療法担当職員となることができる者に、大学院において心理学を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するものを加える。
- (8) 盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例関係
- ア (1) アからエまで及びカからケまでと同様の改正を行う。
- イ 従業者の要件から障害福祉サービス経験者を削る。
- ウ 医療的ケアを必要とする障害児が利用する場合には、看護職員を置かなければならぬものとする。ただし、医療機関等との連携により看護職員を事業所に訪問させ、医療的ケアを

行わせる等の場合には、看護職員を置かないことができるものとする。

エ 看護職員を配置した場合には、機能訓練担当職員と同様に児童指導員又は保育士の合計数に含まれられるものとする。ただし、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならないものとする。

オ 居宅訪問型児童発達支援事業所の訪問支援員となることができる者に、大学院において心理学を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する心理指導担当職員として配置された後、障がい児の支援業務に3年以上従事した者を加える。

(9) 経過措置

ア 身体的拘束等の適正化に係る対応 ((1) カ及びこれと同様の項目に限る。) 及び虐待の防止のための対応 ((1) キ及びこれと同様の項目に限る。) については、1年間の経過措置を設けるものとする。

イ 業務継続計画の策定等及び感染症の予防等への対応 ((1) イ及びウ並びにこれらと同様の項目に限る。) については、3年間の経過措置を設けるものとする。

(10) その他

その他規定の整備を行う。

4 施行期日

令和3年4月1日